

第5章 緑化重点地区

1 緑化重点地区的設定

めざすべき緑の姿を実現するには、地域の特性を活かした緑のまちづくりを推進する必要があります。そのため、6地域（森岡地域・緒川地域・緒川新田地域・石浜地域・生路地域・藤江地域）において以下の考え方に基づき「緑化重点地区」を設定し、各地域で緑のまちづくりを推進します。

■設定の考え方

都市緑地法

- ・「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において、必要に応じて緑化重点地区を定める。
- ・重点的な緑化施策に加え、住民及び事業者などにおいて、都市緑化基金の活用、住民や自治会によるボランティア活動の展開など、それぞれの立場で自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるため、積極的な地区の設定を行うとともに、緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましい。
- ・比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定める区域のため、農用地区域及び保安林などには定めない。

参考：都市緑地法運用指針（2019（平成30）年4月改正）

東浦町

- ・持続可能な緑のまちづくりをめざして、総合計画や都市計画マスタープランとも整合を図り、地域特性に応じた緑化重点地区を設定する。
- ・長期的な視点に立ち、市民緑地認定制度など、法改正による新たな制度への対応にも考慮して、市街化区域を中心として、以下の5つの視点から緑化重点地区的範囲を設定する。ただし、市街化区域であっても工業専用地域や特別工業地区は除外する。

<設定要件>

- ① 於大公園、於大のみちなど、町のシンボルとなる地区
- ② 既存住宅地、住宅機能移行地、住宅検討地^{※1}など緑化の必要性が高い地区
- ③ 駅周辺などの商業・観光交流地^{※1}となる地区
- ④ まちなみの景観^{※2}、風致の維持・創出を図る地区
- ⑤ 緑化の推進に関し住民意識が高い地区

※1 都市計画マスタープランの土地利用構想図における既存住宅地、住宅機能移行地、住宅検討地、商業・観光交流地に準じる。

※2 東浦町景観計画における屋敷と郷中のまち並み景観ゾーン等

■ 緑化重点地区

地域の特性を考慮して、緑化重点地区を6地区に分けて設定します。

